

平成 31 年 1 月 30 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 高原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第 94 号議案 古賀市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

本案は、古賀市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、当該事業の設置等に関する事項を条例で定めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市下水道事業の設置等に関する条例の制定をすること。
2. 古賀市公共下水道事業特別会計設置条例及び古賀市農業集落排水事業特別会計設置条例の 2 条例を廃止すること。
3. 古賀市下水道条例、古賀都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、古賀市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例、古賀市農業集落排水処理施設条例、古賀市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例、古賀市浄化槽の設置等に関する条例、古賀市部設置条例、古賀市職員定数条例の 8 条例の一部改正を行うこと。
4. 経理が複式簿記になるが、職員は書籍や研修等で日々備えて学習を続けていること。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 9 5 号議案 古賀市下水道事業運営基金条例の制定について

本案は、古賀市下水道事業を災害発生時等緊急の場合においても安定的に運営していくため、基金を設置することに伴い、その設置及び管理等について条例で定めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 基金の目標額は、大規模な災害等で使用料収入が途絶えた場合でも、最低3カ月程度は単独で事業運営を行えるよう、2億円程度を想定しているとのこと。
2. 財源としては、下水道事業会計の自主財源を考えているとのこと。
3. 今後、上下水道事業経営等審議会において、企業会計に移行した後の経営状態や収支バランス、適正な使用料のあり方等について審議し、改めて経営戦略や財政計画等を策定していくとのこと。

【意見】

市民に負担がかからないように、また、負担がかかったとしても最低限に済むように事業運営を心がけてほしい。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 9 6 号議案 古賀市水道事業基金条例の制定について

本案は、災害復旧、水道施設の保全、企業債の繰上償還その他財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため、条例を制定するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 財源としては、今回廃止する水源開発の基金8億7千万円の移行を考えているとのこと、それとは別に減債積立金約5億円、建設改良積立金約8億円も保有しているとのこと。
2. 基金の目標額は、来年度作成する経営戦略の中で設定していきたいとのこと。

【意見】

水道事業の運営経費は使用料金で賄うのが大原則で剰余金が出れば、水道利用者に還元する運営を行ってほしい。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 97 号議案 古賀市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

本案は、古賀市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、下水道企業職員の給与の種類及び基準を水道企業職員と同様に規定するため、条例を全部改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回の全部改正は、内容を大幅に改めるものではなく、下水道課の職員が企業職員になるために、文言の整理等を全面的に行ったものであり、給与の金額等が変わることはないとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 100 号議案 古賀市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、公営企業に係る組織再編に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 下水道事業の企業会計移行に伴い、既存の条例を上下水道課への名称変更や文言の整理を行うとのこと。
2. 古賀市水道事業の設置等に関する条例、古賀市上下水道事業経営等審議会条例、古賀市入札監視委員会条例、古賀市水道事業給水条例、古賀市公告式条例の 5 条例の一部改正を行うとのこと。
3. 2 月上旬から 3 月にかけて水道課庁舎の建築工事を行い、その期間中、水道課給水係（料金関係）は、今の下水道課執務室内へ移転し、工事関係の配水係と管理係は、第 2 庁舎 6 階にて営業を行い、4 月からは上下水道課として、今の水道課庁舎で営業を行う予定とのこと。
4. 市民、業者への周知は、議決後すぐに窓口や広報などでお知らせをする予定との

こと。

5. 2課が1課になるという条例だが、会計、予算、経費等、それぞれを水道、下水道別々の会計として計上していくとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第101号議案 古賀市水道の布設工事監督者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、学校教育法の一部を改正する法律による学校教育法の一部改正及び関係政令の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者の資格を改めるため、条例の一部を改正するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第102号議案 古賀市水道事業水源開発等基金条例を廃止する条例の制定について

本案は、古賀市水道事業において、大規模な水源開発の必要がなくなったことを勘案し、条例を廃止するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 平成4年当時、清瀧ダムの建設や大浦貯水池の改修などに備えて設置された基金であるが、現在その計画がなくなったとのこと。
2. 今後は、新たに大規模な水源開発や財産取得の予定はなく、更新工事の費用については別途建設改良積立金があるとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 1 1 0 号議案 市道路線の認定について

本案は、民間開発等に伴い、市道 5 路線を新たに認定するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- ①高田38号線 起点（美郷172-1番地先）から終点（美郷172-4番地先）までの
延長178.20m、幅員6.33m、面積1,128.74㎡
- ②高田39号線 起点（美郷169-13番地先）から終点（美郷169-9番地先）までの
延長43.00m、幅員6.22m、面積267.56㎡
- ③高田40号線 起点（美郷172-7番地先）から終点（美郷169-19番地先）までの
延長21.00m、幅員4.00m、面積84.00㎡
- ④米多比80号線 起点（米多比字法師田1149-7番地先）から終点（米多比字法師
田1149-11番地先）までの
延長64.00m、幅員6.63m、面積424.80㎡
- ⑤町川原73号線 起点（谷山字大塚937-1番地先）から終点（青柳町字古屋敷
202-2番地先）までの
延長180.00m、幅員4.83m、面積869.40㎡

1. ①から③は、古賀市高田土地区画整理事業の宅地開発に伴う道路認定とのこと。
2. ④は、米多比地区の宅地開発に伴う道路認定とのこと。
3. ⑤は、過去の開発案件であり、地元や開発業者との協議が整わず現在に至っていたが、年数も経ち、現況も通行があるため今回の認定となったとのこと。
4. 委員全員で現地確認を行った。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 1 1 1 号議案 市道路線の変更について

本案は、市道 2 路線について終点の変更を行うもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- ①小竹52号線 起点（小竹字堂ノ浦588-4番地先）から終点（小竹字向屋敷376-2
番地先）までの延長129.45m、幅員5.51m、面積713.81㎡を
起点（小竹字堂ノ浦588-4番地先）から終点（小竹字向屋敷376-1
番地先）までの

- 延長226.62m、幅員5.74m、面積1,302.88㎡へ変更するもの。
- ②久保22号線 起点(久保字新久保664番地先)から終点(久保字新久保694-1番地先)までの延長142.51m、幅員2.99m、面積426.29㎡を
起点(新久保一丁目664-1番地先)から終点(新久保一丁目694-1番地先)までの
延長173.51m、幅員2.96m、面積513.71㎡へ変更するもの。

1. 委員全員で現地確認を行った。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。